



奈良市  
子ども医療費助成制度  
あらまし



<令和5年6月診療分から>



## 制度の内容

子ども医療費助成制度とは、健康保険に加入している、高校生（注1）（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもを対象とした医療費助成制度です。

- ◎ 心身障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度・一般精神障害者医療費助成制度・生活保護を受けている人は対象になりません。
- ◎ 小学校・中学校・高校（注1）入学時には、子ども医療費受給資格証の更新をします。（更新手続きは不要）

「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども」を乳幼児といいます。受給資格証は、「乳幼児が水色」「小・中学生が黄緑色」「高校生（注1）が黄色」です。



（注1） … 高校在学の有無は問いません。

## 助成を受けるには

受給資格証の交付申請が必要です。市役所子ども育成課・各出張所・行政センターへ申請してください。（※郵送申請も可能です。）

## 助成を受けるにあたってのお願い

同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や急病などでやむを得ない場合以外で、夜間・休日に受診する等の「コンビ二受診」は避けてください。

## 助成内容

助成額

=

保険診療自己負担額

−

一部負担金

### ◎ 保険診療自己負担額

健康保険が適用される診療に対する自己負担額のことです。健康診断・予防注射・薬の容器代・差額ベッド代等の保険外診療分や、入院時の食事療養費等は含まれません。

### ◎ 一部負担金（レセプトごとの算定）

※同じ医療機関でも、外来・入院・歯科は別レセプトとなります。

外来 … 乳幼児：医療機関ごとに月額500円

乳幼児以外：医療機関ごとに月額1,000円

入院 … 医療機関ごとに月額1,000円（14日未満の入院は500円）

調剤薬局 … 一部負担金なし（奈良市で全額助成します）

※窓口での支払いが高額になる場合、ご加入の健康保険より「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで保険診療の自己負担額が軽減される場合があります。

# 支給方法

## ◎ 医療機関窓口での支払い方・資格証提示の有無

		乳幼児・小学生・中学生	高校生 ※高校在学の有無は問いません
県内 医療機関	医療機関窓口での支払い方	一部負担金のみでの支払い	医療費を窓口負担いただき、約3ヶ月後に申請時指定の口座へ自動的に入金されます。
	受給資格証提示の有無	<b>受診の都度、受給資格証と健康保険証を提示してください。</b> (提示が漏れると上記支払方法が適用されないため、県外受診同様の請求手続き(※1)が必要です。)	
県外 医療機関	医療機関窓口での支払い方	医療費を窓口負担いただき、領収書を後日奈良市へ提出してください(※2)。提出された数ヶ月後に指定の口座へ入金されます。	
	受給資格証提示の有無	提示不要	

◎ 乳幼児 または 子ども医療費受給資格証の提示をしなかったとき(※1)  
県外の医療機関で診療を受けたとき(※2)

請求手続きが必要です。手続き後、申請時に指定された口座へ入金されます。

※医療費助成金の請求権は、医療機関でのお支払い日の翌日から起算して5年経過すると時効となりますのでご注意ください。

必要書類：「医療費助成金交付請求書」に必要事項を記載

領収書（受給者の名前、保険診療点数の記載、領収印のあるもの。原本またはコピー）

提出場所：市役所子ども育成課・各出張所・行政センター

（奈良市子ども育成課あてに郵送でも申請可です。「医療費助成金交付請求書」は奈良市HP[子ども医療費助成]よりダウンロードいただき、郵送してください。）

支払予定月：

	県内医療機関	県外医療機関
申請月以前診療	申請月の2ヶ月後	申請月の2ヶ月後
申請月診療	申請月の3ヶ月後	申請月の2ヶ月後

※申請月によって支払予定月が変わります。前後する可能性もあります。

※毎月26日が支払日です。（土日祝の場合は翌営業日）



## ◎ 健康保険適用の治療用装具（補装具）・治療用眼鏡をつくったとき

---

加入している健康保険に申請していただくと健康保険が認めた費用のうち、7割分（乳幼児は8割分）が支給されます。健康保険から支給決定後、残りの3割分（乳幼児は2割分）から一部負担金を除いた金額を助成します。

必要書類：「医療費助成金交付請求書」に必要事項を記載

健康保険の支給決定通知書（コピー可）

装具・眼鏡の領収書（コピー可）

補装具の場合、装具の意見書・装具装着証明書（コピー可）

眼鏡の場合、作成指示書、または処方せん（コピー可）

## 保育所・幼稚園・こども園・学校等でケガなどをした場合

学校等の管理下で災害により医療機関にかかられた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度より給付金が支給されます。この場合、子ども医療の対象となりませんので、乳幼児 または 子ども医療費受給資格証を提示しないください。

※災害共済給付に認定されなかった場合や、医療費総額5,000円未満により災害共済給付の対象とならなかった場合は、上記資格証提示漏れ・県外診療と同様に請求手続きをおこなってください。



## 各種届出

### ◎ 変更

次のような場合は申請が必要となります。窓口または電子申請（ホームページ参照）・郵送申請が可能です。申請書は奈良市HP[子ども医療費助成]よりダウンロードしてください。

- ・氏名または住所が変わった場合
- ・健康保険が変わった場合
- ・振込口座を変更する場合

### ◎ 喪失

次のような場合は受給資格がなくなります。

※資格喪失後、受給資格証は使用できませんので、届出の際には必ず受給資格証を返却してください。使用された場合、医療費助成金を返還していただくことがあります。

- ・奈良市から他の市区町村に転出する場合
- ・生活保護や他の医療費助成を受けるようになった場合
- ・健康保険の資格がなくなった場合
- ・医療費助成のある施設に入所した場合

◎ 再交付

受給資格証を紛失・汚損等された場合、再交付しますので申請してください。（電子申請可。ホームページ参照）

【お問い合わせ先】 奈良市子ども未来部 子ども育成課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL0742(34)5042

各種申請書・制度の  
詳細については  
奈良市HPを  
ご覧ください。

奈良市 子ども医療

検索

